

【静岡県】

法の適用日：9月5日 猶予期日：11月末日

静岡市（しずおかし）

伊東市（いとうし）

島田市（しまだし）

焼津市（やいづし）

掛川市（かけがわし）

藤枝市（ふじえだし）

御前崎市（おまえざきし）

菊川市（きくがわし）

牧之原市（まきのはらし）

榛原郡吉田町（はいばらぐんよしだちょう）